



知財高裁誕生10年、
今「わが国の知財立国が
危ない」？



塚原 朋一
会長・弁護士

「SUNDAY NIKKEI」欄
(4月5日付け)に「知財立国が危ない」との新刊書紹介

荒井寿光・馬場錬成の両氏の共著にかかる「知財立国が危ない」(2015年2月、日本経済新聞出版社発行)が、八代尚宏教授(経済学者)による書評付きで紹介されていた。記事を読む限り、以下のような論旨である(原文を尊重しつつ抜粋)。なお、その後、本書をネットで買い求めた。読了はできなかったが、第2章の「知財重視を逆行させる知財裁判」は精読した。

“日本の知的財産権の分野では、日本企業も国も、世界標準に大きく立ち遅れていると、まず日本の知財裁判の後進性を訴える。①企業が知的財産権の侵害を訴えても容易に勝てない、②勝ったとしても賠償金の水準が米国の100分の1と低い、③判決が出るまでが長い、の3点をあげている(塚原注：本書の中では「勝てない・少ない・遅い」とまとめている。本書46頁参照)。特に、中小企業では、独自の技術を開発しても特許が十分に保護されず、容易に模倣されてしまう。”

“日本の裁判所の判決が国際標準とかけ離れていることは、日本企業にとって不利な要因となる。”

両氏は日本の知財裁判の
実情を厳しく指弾

そこで、本書をひもとくに、荒井氏は、知財高裁設置10年を迎え

た現在について、“知財訴訟の件数が減少している”と指摘する(本書44頁以下)。そして、馬場氏も、“外国企業は日本で侵害訴訟を提起しても意味がないという”、“日本企業が台湾で知財訴訟を起こしている、台湾の裁判所の方がスピーディで裁判官も優秀であり、訴訟の指揮がとてもうまいそうです、これは日本の特許裁判の空洞化ですね。”などと、日本の特許裁判の質に対する厳しい見方を示している。

日本の特許権侵害訴訟の
勝訴率について

両氏の指摘事項は多岐にわたるが、以下では、日本の特許権侵害訴訟の勝訴率にしばって、考えてみたい。

荒井氏は、“知財関係者に聞いてみると、日本での原告の勝訴率は20%程度です。・・・和解して原告が実質的に勝っているケースが多いと言う人もいますが、逆ではないでしょうか。・・・裁判で勝っても賠償額が低い。アメリカと比較するとケタ違いに低い賠償金です。”と述べている。

荒井氏が掲げる勝訴率自体は、裁判所のWebを利用して、特許侵害訴訟のすべての判決書に当たって、調査分類すれば、容易に得られるものであり、全判決数を分母にし、請求認容の判決数を分子にして計算すると、勝訴率として20%程度の割合が得られる、とおっしゃるのであろう。

知財高裁の設楽隆一所長 による反論

上述のような「勝訴率」の意味については、これまでも、長年にわたって特許訴訟を経験した多くの裁判官が、反論反証を行ってきた。ここでは、最も新しいニュースとして、知財高裁の設楽所長のご意見を紹介したい。設楽所長は、所長就任後も、積極的にこの問題について反論してきており、今年の2月26日に開催された「東京理科大学IPフォーラム2015」の講演でも、当局の協力の下に詳細な統計資料を入手して、これを入念に分析した結果を披露している。同講演の内容については、ネットで、日本経済新聞の電子版やライブドア・ニュースなどでも、報道された。なお、設楽所長は、4月8、9日のフォーダムIP国際会議（今年は英国ケンブリッジ大学で開催）にも出席し、同様な講演をしておられる（知財高裁Web参照）。

設楽所長が東京理科大の上述の講演等で用いたものと思われる同日付けのレジюме“Intellectual Property Litigations in Japan and IP High Court”（26頁からなり勝訴率に関する部分は13頁から20頁）が、知財高裁Webに搭載されている。現在では、設楽所長が「自由と正義」4月号に寄稿した「知的財産高等裁判所の10年間の歩みと今後の展望」（Vol.66 No.4の44頁以下。Webに直接添付されている。）で正確に知ることができる（なお、数値分析の結果には若干の変動がある。）。

設楽所長の具体的な反論の内容

以下に設楽所長の所見を紹介するが、私の理解や意見も、一部織り交ってしまったかもしれない。

日本の特許裁判の運用では、侵害の成否について審理を終えると、「判決の予告」ともいべき心証の開示を手続の一環として行うことになっている。そして、開示された心証に基づき和解勧告が行われ、原告勝訴見込みの事案の多くが和解成立によって終了する（原告敗訴見込みの事案でもそれに即した和解が成立することも稀ではない）のであるから、この和解の実態を抜きにして、判決になった場合だけの統計数字から、原告勝訴率が低いとか、提訴した特許権者が日本では不利に扱われている、という結論を導くことは誤りである。

そこで、判決及び和解で終えた事件を統合してみると、設楽所長は、次のとおりになるというのである。2011から2013年の3年間に、東京地裁と大阪地裁で判決及び和解で終局した特許権侵害訴訟は238件であり、このうち判決に至ったケースは144件（60.5%）で、原告勝訴判決は37件（全判決数に対する勝訴率25.6%、全終局件数に対する勝訴率15.5%）だった。

一方、和解で終わったケースは94件（全終局件数に対する和解率39.5%）である。和解で終了したケースのうち原告勝訴に即した合意内容の和解は、①販売・製造差し

止めが41件、②金銭の支払いもしくはライセンス契約の締結その他が29件（非侵害に基づく解決金支払約束が6件）、③その他が14件であった。なお、閲覧制限のため、10件程度が内容不明である。そうすると、実質的に原告勝訴の和解と原告勝訴判決を合計すると、101～111件、訴訟全体に占める比率は約42～47%になる。

むすびに代えて

和解による解決内容を度外視して、勝訴敗訴の判決だけを国際比較して勝訴率の高い・低いを論じるというのは、随分と乱暴な話である。そもそも、陪審員制度のある米国では、トライアル前の終局率が9割を超えるため、両者を比較することは難しい。なお、「勝訴金額が米国やドイツの4～6割程度と比べて低い」という指摘もあるが、ドイツには言及がなく、アメリカとだけ比較した話なのかもしれない。

また、本書には、日本の企業が、国内の裁判所に見切りをつけて、台湾の裁判所を好んで利用しているとの実話が紹介されているが、にわかには措信しがたい（設楽・前掲49頁VI参照）。

詳しくは、別の機会に、その原因関係も含めて、改めて考察したい。

以上